

TPP 関連対策 特 集

巻頭言:

- ・年頭に際して p1
- ・年頭に当たって p2

TPP関連対策:

- ・TPP関連対策を中心とした平成27年度補正予算及び平成28年度予算の概算決定における果樹対策について p3
- ・TPP大筋合意について p7

新品種の開発動向:

- ・最近の農研機構育成果樹新品種 p13

中央果実協会からのお知らせ:

- ・管理栄養士を目指す大学生を対象とした食育セミナーの開催 p15
- ・平成26年国民健康・栄養調査結果の果実消費状況 p16
- ・業務日誌: p16



巻頭言

年頭に際して

公益財団法人中央果実協会 理事長 弦間 洋



新年あけましておめでとうございます。皆様にはお健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年10月のTPP協定の大筋合意を受けて、わが国の農産物の市場開放がかつてない高水準で進むこととなりました。生鮮果実や加工品もふくめ果樹農業も例外ではありません。このことを受けて「高品質な我が国農林水産物の輸出促進緊急対策」などが今年度補正予算に組み込まれました。また、次年度予算の概算決定額についても果樹農業振興基本方針に即した「果樹農業好循環形成総合対策事業」(組替新規)に今年度を上回る額が要求されています。このように果樹経営に対する支援策にとどまらず、国際競争力の強化を目指したよりキメの細かい振興・支援策が講じられようとしています。

既に農林水産物・食品の輸出額は、平成27年には7千億円を超えるまでとなっており、2020年までに1兆円の輸出を行うという政策目標が前倒しで達成される勢いです。果実については3万2千トンが輸出され、金額で125億(いずれも平成26年)となっています。ただし、リンゴが全体の約7割を占めるなど品目の偏在が特徴です。今後、品目や輸出量の拡大にはいろいろな取り組みが必要ですが、本協会でも調査事業の一環で「果樹農業研究会」を設け、果樹産業の振興や輸出促進に有用な報告書を発行してきました。とくに、今年度は果樹輸出振興に向けたテーマで継続的に研究会委員をはじめ有識者・農水省関係部局・本協会職員などの出席のもと、有益な検討を行っており、今後、近年の状況に沿った輸出振興に資する報告書を上梓する予定です。

さて、昨年4月に施行された機能性表示食品制度や同6月に施行となった地理的表示保護制度に基づくGI(Geographical indication)登録もブランド力向上や有利販売に加えて、輸出拡大への宣伝効果として大きな迫力に映ります。前者は三ヶ日みかん(ウンシュウミカン)が「βクリプトキサンチンは骨代謝の働きを助け、骨の健康に役立つ」として果実で認証を受けておりますし、後者では青森県の特産果実、小粒で皮が厚くアントシアニンが豊富であるのが特徴の「あおもりカシス」がGI登録となりました。カシスはクロフサスグリあるいはブラックカーランツの別称で、最近の通りはカシスのほうが良いかも知れません。また、Global GAPの取得についても競争力強化に繋がることは必至で、果樹関係では青森のKリンゴ園、愛媛のMオレンジガーデンなどの取得例があります。本協会の事業や報告書がこれらの認証取得に寄与できれば幸いです。

過日、国際シンポジウムの席上、2022年にフランスで開催される国際園芸学会議副会長のKahane博士と会う機会がありました。氏は現在、フランスCIRAD(国際農業開発センター)から発行されている「Fruit」という学術誌の編集長でもあります。会議はアンジェという小さな都市で開催されるとのことですが、慣例となっている研究発表とその後の簡単な質疑応答に留まらない「議論を尽くそう」との目標で討議の場を創造するとの決意を語られました。小職もそのことに賛意を示し、是非、いまままでにない活発な会議としていただきたいと思います。会議は学術的な要素が強いですが、果実の市場開放の流れのなかで輸出促進だけではなく、フェアトレードの実行などグローバルな視点にたった果樹産業の隆盛につながる話し合いに期待したいと思います。

(次頁につづく)

本協会は、農水省の補助事業である種々の果実生産支援事業を推進してまいりました。その実施主体について

では次年度も公募となりますが、本協会は従来通りその業務を推進し、果樹産業の進展に貢献できるよう鋭意、取

り組んで参りたいと思います。より一層のご支援とご協力をよろしくお願い致します。

巻頭言

年頭に当たって

農林水産省生産局 園芸作物課長 堺田 輝也



新年明けましておめでとうございます。果樹農業者の皆様や果樹農業関係団体の皆様、行政機関の果樹農業担当の皆様におかれましては、日頃から、果樹農業振興策の円滑かつ効果的な推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

振り返りますと、昨年は様々なことがありましたが、特に果樹関連で大きな出来事としては、2つ挙げられると思います。まず1つ目に、昨年4月に策定・公表された新たな果樹農業振興基本方針です。新たな基本方針では、高品質果実の生産に始まる、所得向上に向けた好循環を形成することが重要であり、産地間や異業種などとの「連携」という視点で、今後の果樹政策を展開していくこととしております。各都道府県、各産地におかれても、新たな基本方針に沿って、都道府県の果樹農業振興計画(振興計画)や果樹産地構造改革計画(産地計画)を策定いただき、所得向上の好循環形成に向けた取組を進めていただいているところです。また、新たな基本方針の方向性に即した取組を支援するため、昨年12月には、平成28年度予算として概算決定された「果樹農業好循環形成総合対策事業」において、農地中間管理機構が行う改植への支援や改植・未収益期間の支援単価の引き上げ、輸出対策を含めた

流通・消費構造の変化に対応した加工流通対策の強化などを措置することとしました。

2つ目としては、昨年10月の環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の大筋合意です。果樹については、品目によっては即時撤廃となったものや、段階的な関税撤廃となった品目がありますが、品質や鮮度、出回り時期の棲み分けなど輸入品との差別化が図られている品目が多いという現状です。そのため、TPPの合意によって直ちに大きな影響が生ずるわけではないと見込んでいますが、長期的には、価格の低下等も懸念されます。

このため、昨年11月には「総合的なTPP関連政策大綱」を策定し、TPP大筋合意を受けた関連政策の方向性についてお示しし、これに基づき平成27年度補正予算案の編成を行ったところです。果樹については、特に、産地パワーアップ事業の創設により、地域の営農戦略に基づく施設・機械・資材の導入や、同一品種の改植も支援するなど、これまでにないメニューを用意し、産地の収益力強化に向けた取組をバックアップすることとしています。その他にも、樹園地の高機能化、革新的な技術の開発・普及、さらなる輸出促進策などの対策も講じ、果樹農業の体質強化を推進していきます。

これらの支援を通じて、新たな果樹

農業振興基本方針で示した各項目の取組を着実に推進し、さらにTPP関連対策によりこれを加速していくことで、輸入農産物に負けない国内体制の構築につながると考えます。産地の皆様におかれては、県の振興計画や産地計画の下でこれまで取り組んできた産地振興の取組の継続性を重視しつつ、その延長線上でさらに高みを目指して、補正・当初予算における支援策の効果的な活用を御検討いただきますようお願いいたします。

年明けからは、大綱を踏まえた農林水産分野の対策について御説明すべく農政新時代キャラバンと称して全国キャラバンを実施しており、私も実際に全国各地で御説明させていただいております。産地の皆様との貴重な交流の機会であり、様々な御意見、御心配の声を頂戴しており、いただいた御意見にしっかりと対応してまいりたいと思っております。

今年は申年ですが、「申」という文字には、「伸びる」という意味があります。若い苗木が大きく生長し撓わな果実を実らせるように、新たな基本方針に沿った皆様の取組により、果樹産業にとって実りある年となることを祈念申し上げて、新年の御挨拶とさせていただきます。

TPP関連対策特集

TPP関連対策を中心とした平成27年度補正予算及び平成28年度予算の概算決定における果樹対策について

農林水産省生産局園芸作物課 生産専門官 田尻 加代子

果樹関係施策の推進につきましては、日頃より皆様のご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。本稿では、「TPP関連政策大綱」に基づく施策の推進を図るための予算を中心として平成27年12月18日に閣議決定された27年度補正予算と、平成27年12月24日に閣議決定された平成28年度予算概算決定のうち、果樹関係の対策について主なものを紹介します。

【平成27年度補正予算】

I 産地パワーアップ事業 505億円

地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲のある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組を全ての作物を対象として総合的に支援するものです。事業内容としては、地域一丸となって収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画策定経費、計画の実現に必要な農業機械のリース導入や、集出荷施設の整備にかかる経費等を全ての農作物を対象として総合的に支援します。

果樹にあっては、次のような取組に対し、支援が可能となっています。対象品種等の具体的な支援内容については、都道府県が作成する事業実施方針の中で示されることと

ります。

① 競争力のある品種(りんご「ふじ」等)について、樹園地の若返りのため、植え替え(同一品種の改植)により、生産性を向上させる取組

② 農業の体質強化を図るため、省力化機械の導入等により、果樹栽培における省力化・効率化を推進する取組

③ 高品質な果実の安定生産につながる資材等の導入により、新たな生産体制を整備する取組

④ ストレート果汁など果実加工品の新たな需要に対応し、高付加価値による収益力強化を図るための取組

このほか、効率的な施設整備を推進するため、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設の整備を通じた集出荷機能の改善や高付加価値化による産地の収益力強化に向けた取組を支援します。

本事業は基金方式によることとし、基金管理団体からは都道府県を通じて、支援対象者に支援します。支援対象者へは、施設整備は事業費の1/2以内、農業機械のリース導入は本体価格の1/2以内等の補助率としています。支援対象者は、地域農業再生協議会等で作成する「産地パワーアップ計画」に位置づけられている農業者、農業者団体等となります。

産地パワーアップ事業

【平成27年度補正予算額：505億円】

水田・畑作・野菜・果樹等について、平場・中山間地域など、地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲のある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組をすべての農作物を対象として総合的に支援。

事業内容

農作業の効率化によるコスト削減や高付加価値な作物へ転換しつつ、実需者のニーズに応じた生産を行うことで、収益力向上に一体的かつ計画的に取り組む産地において、生産体制の強化や集出荷機能の改善に向けた取組をソフト・ハードを一体的に支援。

支援内容

(1) 支援の対象となる取組

- ① 高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な機械や機器のリース導入に要する経費、施設整備に必要な経費、改植時に必要な経費、転換時に必要な資材導入等に要する経費等
- ② ①の取組の効果を増進するための取組(計画策定や技術実証に要する経費)

(2) 支援対象者

地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画」に位置づけられている農業者、農業者団体 等

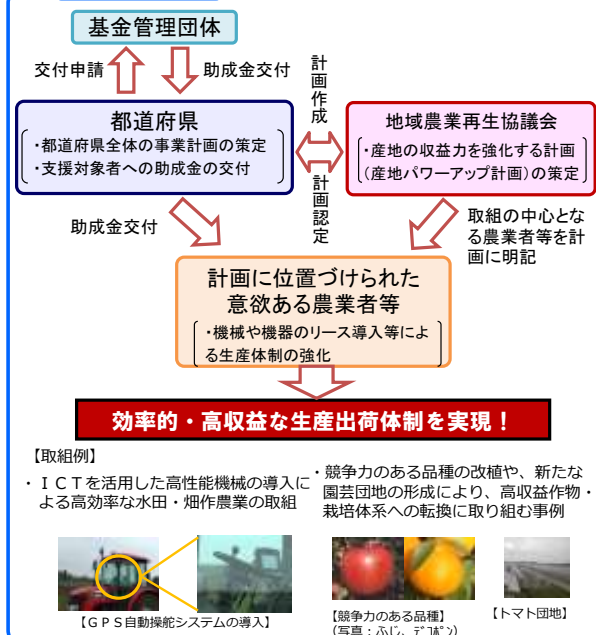
(3) 補助率

施設整備は1/2以内、農業機械リース導入は本体価格の1/2以内 等

交付先

基金管理団体へ一括して交付します。

事業の流れ



産地パワーアップ事業(園芸品目における活用のイメージ)

- 水田・畑作・野菜・果樹等について、平場・中山間地域など、地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、**意欲のある農業者等が高収益な作物・栽培体系に転換を図るための取組**を総合的に支援します。
- 例えば、園芸品目にあつては、以下のような取組に活用できます。
 - ・果樹の競争力のある品種(りんご「ふじ」等)の改植
 - ・加工果実の新たな需要に対応したストレート果汁等の生産整備
 - ・園芸団地の育成を図るための機械・パイプハウス導入
 - ・省エネ型で、高品質な花き生産団地の育成 等

果樹		野菜	花き
【樹園地の若返り】 ・競争力のある品種について、樹園地の若返りのため、植え替え(同一品種の改植)により、生産性を向上させる取組  競争力のある品種(例) 【左から、ふじ、巨峰、佐藤錦、しらぬい(デコボン)】	【省力的・効率的な栽培体系の導入】 ・農業の体質強化を図るため、省力化機械の導入等により、果樹栽培における省力化・効率化を推進する取組   モノレール スピードスプレーヤー	【露地野菜団地の育成】 ・機械化一貫体系の導入等による効率的な露地野菜団地の育成により、収益性の高い露地野菜産地を形成する取組   ホウレンソウ収穫機 キャベツ収穫機	【花き生産団地の育成】 ・パイプハウスを導入し、省エネ化や高品質化により、収益性の高い花き生産団地を形成する取組   温度・日照等の環境制御 ヒートポンプ
【高品質果実の生産体制の整備】 ・高品質な果実の安定生産につながる資材等の導入により、新たな生産体制を整備する取組   屋根かけ栽培 マルドリ方式	【新たな需要の開拓】 ・ストレート果汁など果実加工品の新たな需要に対応し、高付加価値化による収益力強化を図るための取組   果汁生産ライン 果汁ストレート搾汁機	【施設野菜団地の育成】 ・パイプハウスや高度環境制御装置の導入等による施設野菜団地の育成により、収益性の高い施設野菜産地を形成する取組   パイプハウス 環境制御盤	【花き輸出拠点の整備】 ・コールドチェーンを完備した拠点において、輸出先のニーズに合わせた切り花のバックギ(箱詰め)、消毒等を行う取組   差圧予冷施設 消毒用機械・装置
【効率的な施設設備の推進】 ・集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設の整備を通じた集出荷機能の改善、高付加価値化による産地の収益力強化に向けた取組		    集出荷貯蔵施設 選果施設 農産物処理加工施設 低コスト耐候性ハウス	

II 青果物輸出特別支援事業 5億円

高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大のため、品目ごとの輸出拡大のための各種取組等を支援することとしました。この中で、本事業は、果樹を含む、青果物について、輸出先国の植物検疫条件を満たすのに必要な殺菌処理機材の整備や、輸出先国の残

留農薬基準に合致した品目別農薬使用マニュアル(防除暦等)の作成等により、国内生産・出荷体制の構築を支援するとともに、低温貯蔵・輸送技術の実証等により輸出先国におけるコールドチェーンの確立等を支援するものです。

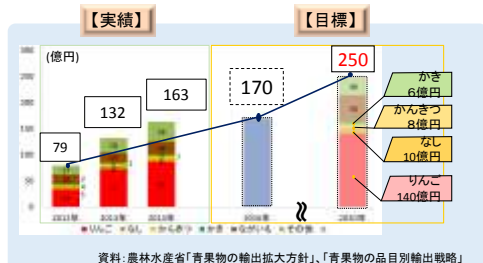
また、相手国で使わない農薬を使用

する青果物について、輸出に当たり、当該国が行う残留農薬基準の設定や見直しに必要なデータ収集、資料の作成・提供を支援します。

本事業は、公募による民間団体向け補助金とし、補助率は定額又は1/2以内となっています。

青果物輸出特別支援事業

- 「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」(平成25年8月)で設定された**青果物輸出目標250億円(平成32年)の実現に向け、「ジャパン・ブランド」の確立を通じた輸出拡大の戦略的推進**が重要。
- 青果物の輸出に当たっては、**輸出先国の植物検疫条件や残留農薬基準に合致させるための環境整備、国内産地から輸出先国の消費者に至るまでのコールドチェーンの確立等**を実施する必要。



課 題

- 輸入時の植物検疫条件において、産地が通常行っていない内容(国内向けと異なる殺菌方法等)を求められる場合、これに対応するため、**新たな機材が必要となるケースがある。**
- 植物検疫条件をクリアしても、輸入に際しては、相手国の食品衛生関係法令に基づき設定された**残留農薬基準に合致したものとする必要があり、通常の防除体系と異なる農薬散布等が要求される。**
- 東南アジア諸国では、出荷から小売までを低温で輸送・保存する「コールドチェーン」が進んでいない国が多く、輸出したとしても、海外の消費者に日本産青果物の本当のおいしさを伝えられない。
- 長距離輸送技術・鮮度保持技術が進む中、**遠距離の未開拓の市場への進出が可能となってきたが、現地のマーケットニーズや商慣行等のリスクがあり、チャレンジするにはハードルが高い。**

取 組

- 検疫条件への対応**
 - 植物検疫条件を満たすのに必要な機材の整備
 - ・ 米国向けうんしゅうみかんの表面殺菌機材の整備により、処理能力が飛躍的に向上し、輸出量が大幅に拡大
- 残留農薬基準への対応**
 - 相手国の残留農薬基準への対応に必要な防除暦(時期別・品目別に防除に用いる農薬の種類、回数等を定めたマニュアル)の作成
 - ・ 台湾向け青果物の防除暦の作成により、台湾の残留農薬基準に対応した青果物の輸出を実現
 - 相手国で使われない農薬を使用する青果物について、輸出に当たり、当該国が行う残留農薬基準の設定や見直しに必要なデータ収集、資料の作成・提供
 - ・ 米国向け青果物に使用できる農薬が増えて安定生産可能となり、安定輸出を実現
- コールドチェーンの確立**
 - 輸出先国等におけるコールドチェーンの確立支援
 - ・ 青果物に適した低温流通体制を国内の空港・港湾から海外の消費者まで構築することにより、ジャパン・ブランドの高品質な青果物を消費者に提供
- 遠距離市場等の市場開拓**
 - フロンティア市場開拓支援
 - ・ 輸出実績のない豪州向けぶどうやブルーベリーりんごを試験的に輸出
 - 最新の輸送技術を用いた試験輸送支援
 - ・ EU等の遠距離市場向けに先端鮮度保持技術等を活用した試験輸送を実施

Ⅲ 外食産業等と連携した需要拡大対策事業 36億円

国産農林水産物の需要フロンティアの開拓を図るため、産地と外食産業等の連携により、国産農林水産物を活用した新商品の開発やそれに必要な技術開発等を支援するものです。

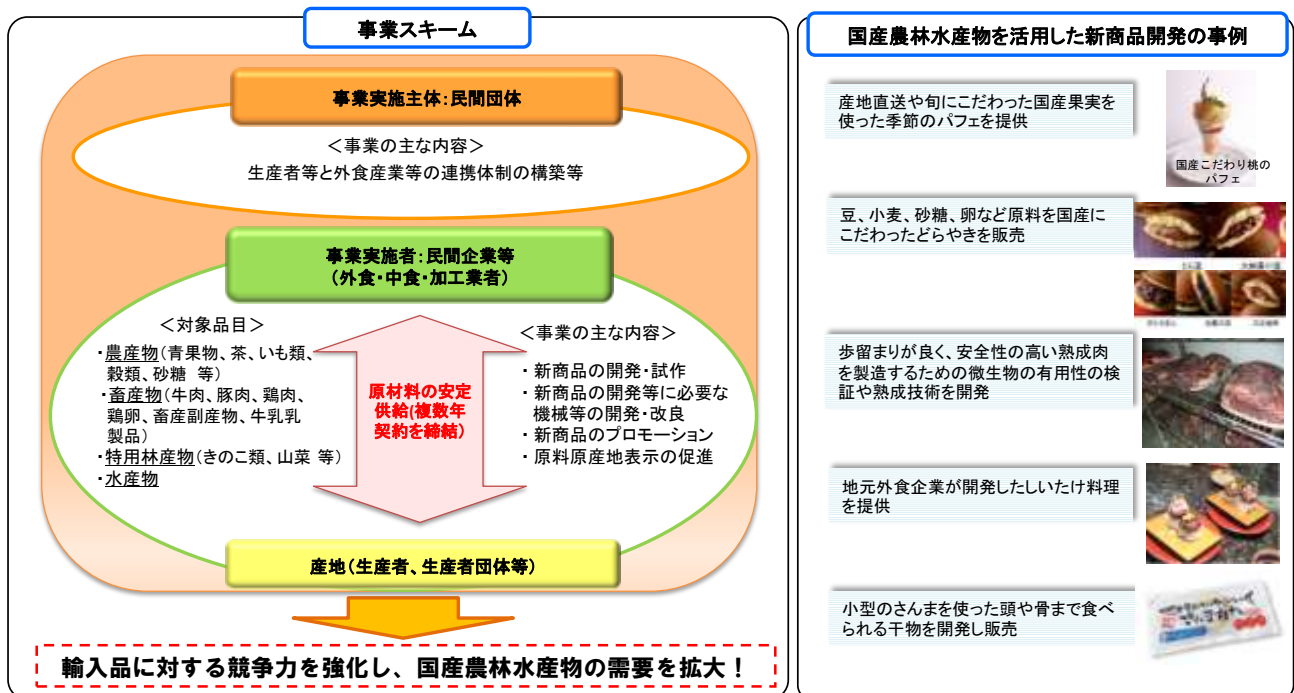
具体的には、産地と複数年契約を締結する外食産業等による新商品の開発(開発のためのニーズ調査や試作、新商品の製造に必要な機械の開発・改良等)や販路開拓(プロモーションイベントの開催、原料原産地表示の検討等)を支援します。

本事業は、公募による民間団体向け補助金とし、民間団体が、商品開発等の取組を行う外食産業等を支援することとなります。また、補助率は定額又は1/2以内となっています。

外食産業等と連携した需要拡大対策事業

【平成27年度補正予算:3,600百万円】

国産農林水産物の需要フロンティアの開拓を図るため、**産地と複数年契約を締結する民間企業(外食・中食・加工業者)**に対し、**国産農林水産物を活用した新商品の開発やそれに必要な技術開発等**を支援。



【平成28年度予算】

Ⅰ 果樹農業好循環形成総合対策事業(「果実等生産出荷安定対策事業」の組替え)

1 事業の概要

平成28年度予算では、平成27年4月に公表した「果樹農業振興基本方針」の方向性に即し、果樹農業の所得向上に向けた好循環を生み出すため、生産、流通、加工、販売、消費等の関係者の「連携」による一貫通貫した取組を支援することとし、事業名「果実等生産出荷安定対策事業」から「果樹農業好循環形成総合対策事業」に変更し事業の拡充を図りました。事業の実施期間は32年度までの5年間と

し、予算額も平成27年度予算額にくらべて約1億増額の56億円となっています

2 生産面での対策の推進

(1) 農地中間管理機構の活用等による優良品目・品種への転換の加速化

果樹農業の好循環の形成に向けては、規模拡大や次世代への継承を着実に進めながら、高品質果実の供給体制を強化していくことが重要です。しかしながら、果樹農家の栽培規模は依然として小さく、園地集積等による規模拡大が課題となっています。このため、従来の改植支援に加え、農地中間管理機構を活用した改植や園地整備を実施・推進するための予算を新規に確保しました。

具体的には、果樹は、①山々に園地が点在し、日当たりなど栽培条件が園地ごとに異なる、②多くは樹体が残る状態で園地が手放され賃貸借が行われる等の特性があり、園地集積に当たっては、このような果樹の特性を踏まえることが不可欠なことから、産地協議会が、園地パトロールを通じ樹体を含めた評価を行い、園地情報のデータベース化や園地再整備の計画策定等を実施し、農地中間管理機構と連携し、園地情報を共有する体制を構築します。こうした連携を進めることで、園地の出し手の確保に加え、荒廃園の発生抑制が期待されます。農地中間管理機構はこうにして集積された園地で担い手の意向を聞いて改植等を実施し、優良品目・品種に転換した上

■ 中央果実協会ニュースレター

で担い手に転貸します。以上のような果樹の特性を踏まえた農地中間管理機構による改植システムを通じ、効果的な園地集積、基盤整備の推進、優良品目・品種の転換の加速化が図られるものと期待しています。

(2) 改植や未収益期間の支援単価の見直し及び新植支援の対象の拡大

改植及び未収益期間に対する支援については、引き続き実施することとしておりますが、制度創設後一定期間を経過し、新たな優良品種も生まれ、苗木代等の改植経費や栽培管理費が上昇していることから、優良品目等への転換の停滞を招かないよう支援単価を見直すこととしました。改植の支援単価はいずれも1万円/10a、未収益期間の支援単価は4年分で2万円/10a(1年当たり5千円)上げることとしました。

また、平成27年度予算において、果樹が植えられていないほ場に新植する場合についても新たに支援対象にすることとしました。しかしながら、新品種の普及加速化を目的としたものであったこと、将来的な需給安定に悪影響を

与えないようにする必要があることから、現在、品種や面積について一定の要件を設定して実施しているところであります。このため、農業団体や担い手の皆さまから要件の緩和を求める意見があり、平成28年度予算においては、新品種でなくても需要の見込まれる品目・品種や大規模基盤整備を行った園地の植栽を新植支援の対象に追加する等運用の見直しを行いました。

(3) 所得向上につながる技術革新やブランド化の推進等

新たな果樹農業振興基本方針では、所得向上に向けた好循環を形成するため、新品種・新技術などの開発・普及やブランド化を推進することとされています。このため、「果樹経営支援強化事業」における推進事業を次のように拡充しました。

- ・「高品質化技術等の実証」メニューについては、新たに、省力化や品質向上が期待されるICT等の新技術を産地に導入し、早急に定着させるため、異業種との連携体制の整備やICT機材等の導入を支援
- ・「販路開拓の推進強化」のメニューに

ついては、新たに、全国のブランドの形成等に向け、品質基準の設定や長期供給体制の構築に向けた検討、徹底的な品質安定のための資機材の導入、機能性表示などブランド力向上のための事例調査等の実施を支援

・「園地情報システムの構築」メニューについては、新たに、荒廃園地防止のための園地維持対策を支援するとともに、推進事務費として、(1)の農地中間管理機構との連携強化に必要な経費を拡充

(4) 需給安定対策の推進

計画的な生産出荷のための取組の実施状況の確認や指導を行う「果実計画生産推進事業」、一時的な出荷集中時に緊急的に生食用果実を加工原料用に仕向けた場合の掛かり増し経費を支援する「緊急需給調整特別対策事業」、自然災害被害果実の流通対策を支援する「自然災害被害果実緊急対策事業」等については、引き続き推進することとしております。この際、需給調整に係るコスト上昇を踏まえ、需給調整対策の補給金単価を1kgあたり34円から44円に見直しました。

果樹農業好循環形成総合対策事業（平成28年度予算概算決定額 5,600(5,520)百万円）

果樹農業振興基本方針の方向性に即し、果樹農業の所得向上に向けた好循環を生み出すため、生産、流通、加工、販売、消費等の関係者の「連携」による一貫通貫した取組を支援。

優良品目・品種への転換の加速化

- ・産地の担い手による改植等を支援。
 - ・産地協議会と農地中間管理機構の連携を強化し、機構を活用した改植や小規模園地整備を推進。【新規】
 - ・改植費用や栽培管理費の上昇を踏まえ支援単価を見直し。【拡充】
- | | | | | |
|-------|------|---|----------|----------------|
| 【改植】 | 22万円 | → | 23万円/10a | (みかん等のかんきつ類) |
| | 16万円 | → | 17万円/10a | (りんご等の主要落葉果樹等) |
| | 32万円 | → | 33万円/10a | (りんごわい化栽培等) |
| 【未収益】 | 20万円 | → | 22万円/10a | (5.5万円×4年分) |
- ・品質確保が見込めない極早生みかん園地の廃園を推進。
 - ・需要の見込まれる品目・品種の導入や大規模基盤整備を行った園地における植栽を新植支援の対象に拡大。【拡充】

果実の需給安定や果樹農業の好循環のための優先課題の解決

- ・計画生産・出荷、緊急的な需給調整対策、自然被害果実の流通対策を推進。この際、需給調整の補給金単価を見直し。(34円/kg→44円/kg)
- ・荒廃園地の発生抑制等に向けた園地パトロール等の産地の取組を支援。【新規】
- ・ICT等異分野の新技術の普及に向けた産地と異業種とのマッチングを支援。【新規】
- ・果実の需要喚起に資するブランド力の向上に向けた、全国ブランド育成や機能性表示の活用等を支援。【新規】

加工流通対策の強化

- ・加工用果実の安定生産に資する作柄安定技術の導入等の取組を支援。【新規】
- ・カットフルーツ等を含め新たな需要拡大につながる高品質化機械等の導入実証を支援。
- ・新需要に対応しつつ更なる需要拡大に資する商品開発や省力化栽培実証を支援。
- ・海外への果実の海上輸送体制の確立に向けたリーファーコンテナの効率的な活用や、長時間輸送に適した鮮度保持技術・輸送用資材の開発・実証を支援。【新規】

3 加工流通対策の推進

(1) 国産原料果実の安定生産・供給体制の整備

輸入品が9割を占める果実加工品のシェア奪還のためには、これまで生食用果実のみ生産していた産地が、果汁工場等に高品質な原料を安定供給する体制を構築し、国産高品質果汁の生産や大規模・流通販売の拡大を図ることが必要となっています。

生食用果実は外観やサイズ重視のため、細かい栽培管理や収穫作業が求められますが、加工用であればその加工特性に応じ省力化栽培を行うことが可能です。しかしながら、生食用果実を生産している農家にとっては、加工用果実の生産のための栽培管理は未経験であるため、その技術導入に対し支援する必要があります。

このため、平成28年度予算では、加工用果実について、産地と工場等との間で契約取引を行った場合に、着色管理や摘果作業を省略、揺り落としによる収穫等を行うことで、省力化・低コスト化を図りつつ、一定の品質を保ち加工用果実の安定生産に資する作柄安定技術等を導入する取組を行う農家に対し、その取組経費の一部を支援することとしました。

また、カットフルーツ等を含め需要拡大につながる高品質化機械等の導入実証や、新需要に対応しつつ更なる需要拡大に資する商品開発や省力化栽培実証の支援を行うとともに、サプライチェーンの構築や要求拡大に向けた取組への支援ができるよう運用の見直しを行うこととしています。

(2) 果実の更なる輸出に向けた多品目周年供給体制の構築

果実の輸出拡大を戦略的に推進するため、平成25年8月に策定された「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」において、果実を含む青果物の輸出額を平成32年までに250億円とする輸出目標が設定されました。その後、果実の輸出については、輸出戦略実行委員会において決定された「青果物の輸出拡大方針」に基づき、「ジャパン・ブランド」の確立を通じて、その拡大を戦略的に進めることとして

おります。輸出拡大のため、主要輸出先である台湾・香港に加え、成長の著しい東南アジア等の新興市場をターゲットとして、現地の百貨店等で周年的に国産果実を販売できる「多品目周年供給体制」の実現に向け取り組んでいるところですが、その実現には海上輸送による大量かつ低コストの輸出体制確立、青果物の鮮度保持等が課題となっています。

このため、平成28年度概算予算要求では、新たに、海外への果実の海上輸送体制の確立に向けた実証や長時間輸送に適した鮮度保持技術・輸送用資材等の開発・実証を支援することとしております。

Ⅱ 産地リスク軽減技術総合対策事業のうち「園芸作物資材緊急安定確保対策事業」

高齢化や担い手不足が進む中、園芸産地では作業負担軽減の観点から、作物生産に必要な花粉等の基礎的な園芸資材を海外に依存せざるを得なくなっています。

しかしながら、平成26年になしの輸入花粉が一時的に不足した事案や、かいよう病新系統発生により輸入検疫が強化され、平成27年にキウイフルーツ輸入花粉の調達に授粉時期間際になった事案など、近年、国産資材の不足が果実の生産に影響を及ぼしかねない事態が発生しております。

こうした中、国内での花粉の確保の必要性が指摘されており、オス専用樹園地の整備が望まれています。上述のⅠの事業は果実の安定供給を目的としていることから、平成28年度予算において、産地リスク軽減技術総合対策事業のメニューに新たに「園芸作物資材緊急安定確保対策事業」を追加し、花粉の安定確保に向けた取組の推進を図ることとしました。具体的には、病虫害や自然災害等に伴う輸入減少による産地への影響を軽減するため、国内での安定確保システムを構築するとともに、花粉採取専用園地の整備や、採取した花粉の発芽率維持のための貯蔵等に必要機器の整備等を支援することとしています。

TPP大筋合意について

農林水産省生産局園芸作物課 課長補佐(園芸流通加工第1班) 宇井 伸一

1. TPPを巡る経緯と果実に関する関税合意について

TPPは、世界のGDPの約4割(3,100兆円)というかつてない規模の経済圏をカバーした経済連携協定です。我が国は、平成25年3月に参加を表明し、同年7月から交渉に参加しました。そして、10月上旬にアトランタで開催された会合で大詰め交渉が行われ、10月5日に大筋合意に至りました。この間、政府としては、国会決議を踏まえ、我が国の農林水産業に悪影響を与えることのないように交渉を重ねて来たところです。

果実については、品目が多種多様にわたりますが、品目によって即時撤廃となったもの、一定期間をかけて段階的

に関税撤廃することとなったものなどがあります。輸入品との関係では、鮮度や安心感、用途や出回り時期の棲み分けなど差別化が図られている品目が多いのが現状です。

従って、今般のTPPの合意によって直ちに大きな影響が生ずるわけではないと見込んでおりますが、長期的には、価格の低下等も懸念されることから、生産性向上などの万全な支援策が必要です。具体的な支援策については、本ニュースレターの「TPP 関連対策を中心とした平成27年度補正予算及び平成28年度予算の概算決定における果樹対策について」でお示した通りです。

2. 主要品目の合意内容について

①オレンジ及びオレンジ果汁

現在生鮮オレンジに対しては、12月から5月までは32%、6月から11月までは16%の関税を課しています。今回のTPP交渉の結果、次のとおり合意しました。

①12月から3月までは、32%の関税を、初年度25.6%として3年間据え置き、以降段階的に削減し、8年目に撤廃します。なお、関税削減期間中はセーフガードを措置します。

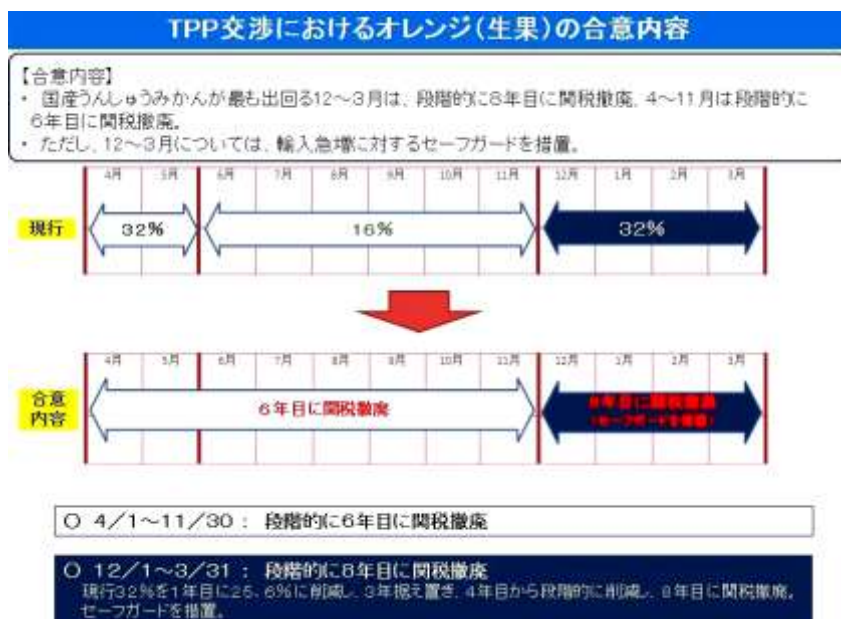
②4月から11月までは、現在4月と5月の32%、6月から11月までの16%の関税を、段階的に削減し、6年目に撤廃します。

また、オレンジ果汁については、加糖、無糖、冷凍、非冷凍等により複数の税率に分けられていますが、段階的に削減し、6年目又は11年目に関税を撤廃します。

国産うんしゅうみかんは、既に、輸入オレンジと約2倍程度の価格差がある中で食味や食べやすさが異なることから、輸入オレンジと差別化が図られています。また、輸入オレンジの需要量は毎年10万トン前後でほぼ一定であり、輸入価格が下がった際にも輸入量は増えていません。

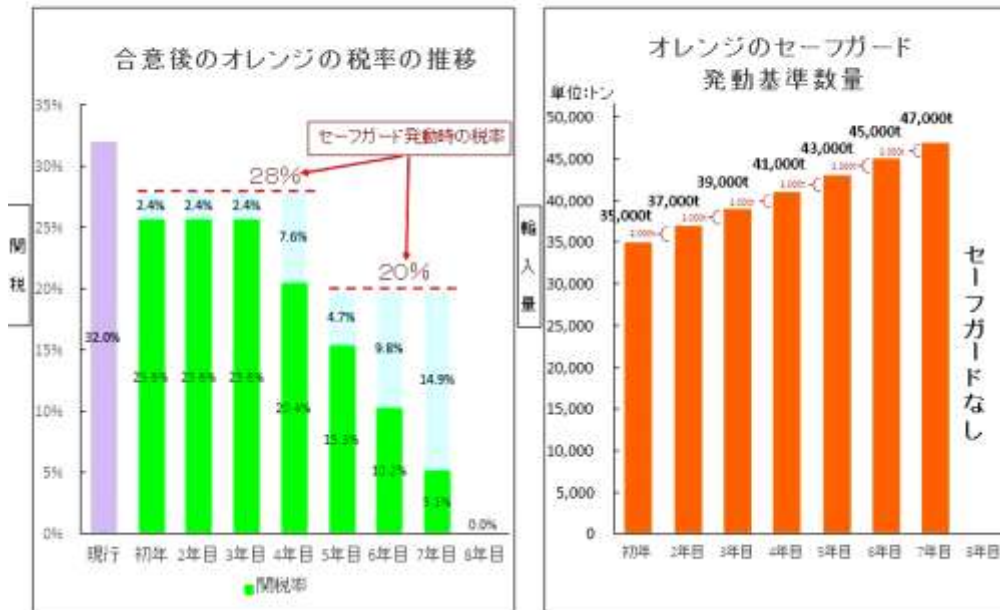
オレンジ果汁は、輸入品の割合が既に需要量の9割を超えており、国産みかん果汁は高品質な希少的商材として差別化が図られています。また、輸入量10万トンのうち7割をブラジルが占めており、TPP参加国からの輸入は1割以下となっています。

このため、今回のTPP合意により直ちに大きな影響が出るわけではないと見込まれますが、関税削減・撤廃による輸入相手国の変化等により、長期的には、国産うんしゅうみかん及び果汁の価格下落も懸念されることから、生産性向上等の体質強化策を措置することとしています。



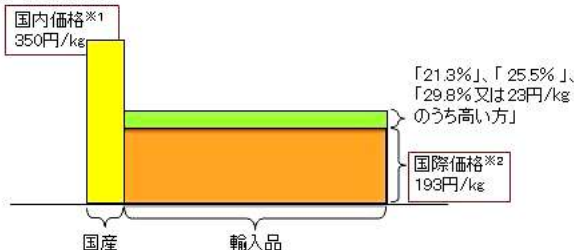
TPP交渉におけるオレンジ(生果)のセーフガードの概要

12～3月に輸入されるオレンジ(生果)のセーフガード措置について

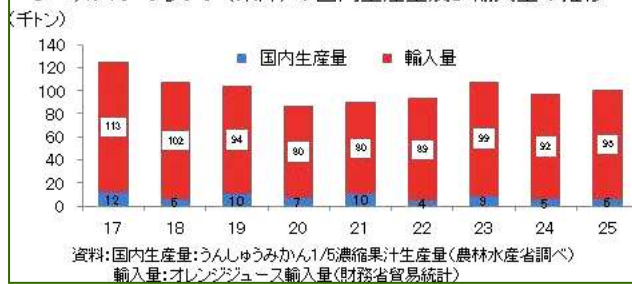


オレンジ果汁について

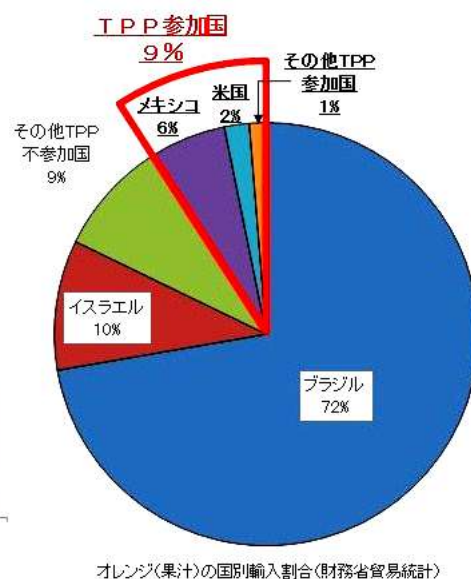
○ 国境措置



○ みかん・オレンジ(果汁)の国内生産量及び輸入量の推移



○ 国別輸入割合(直近4ヵ年平均)



②りんご及びりんご果汁

生鮮りんごに対しては、現在17%の関税を課しています。今回のTPP交渉の結果、これを初年度に12.7%とし、その後段階的に削減して11年目に撤廃することで合意しました。

また、りんご果汁については、加糖、無糖、冷凍、非冷凍等により複数の税率に分けられていますが、段階的に削減し、8年目又は11年目に関税を撤廃す

ることで合意しました。

りんごの国内生産量は平成25年で約75万トンですが、輸入量は2千トンであり国内需要に占める割合は0.3%です。国内産のりんごは極めて高品質で、その上、CA貯蔵によって周年供給されています。輸入品は、端境期である夏季シーズンに、補完的・スポット的に輸入されている状況です。

一方、りんごは青果物の中で最も多く

輸出されている品目で、品質の高さは世界的に評価されています。26年産では3万トンが輸出され、さらに昨年9月には新たなマーケットとしてベトナムへの輸出も実現しました。

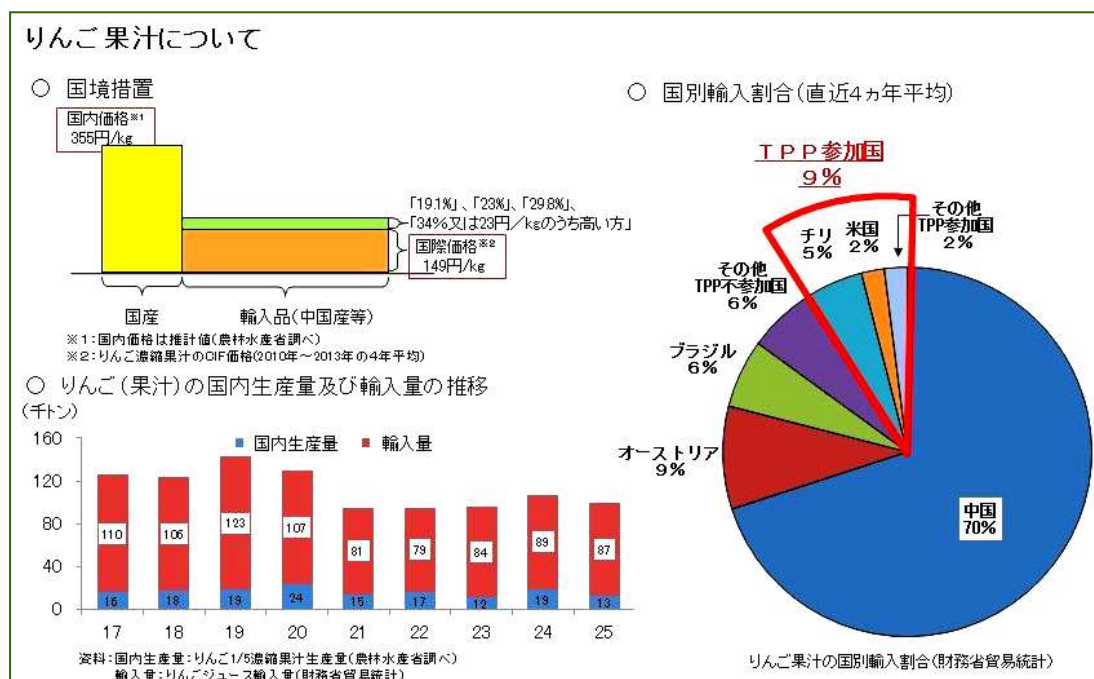
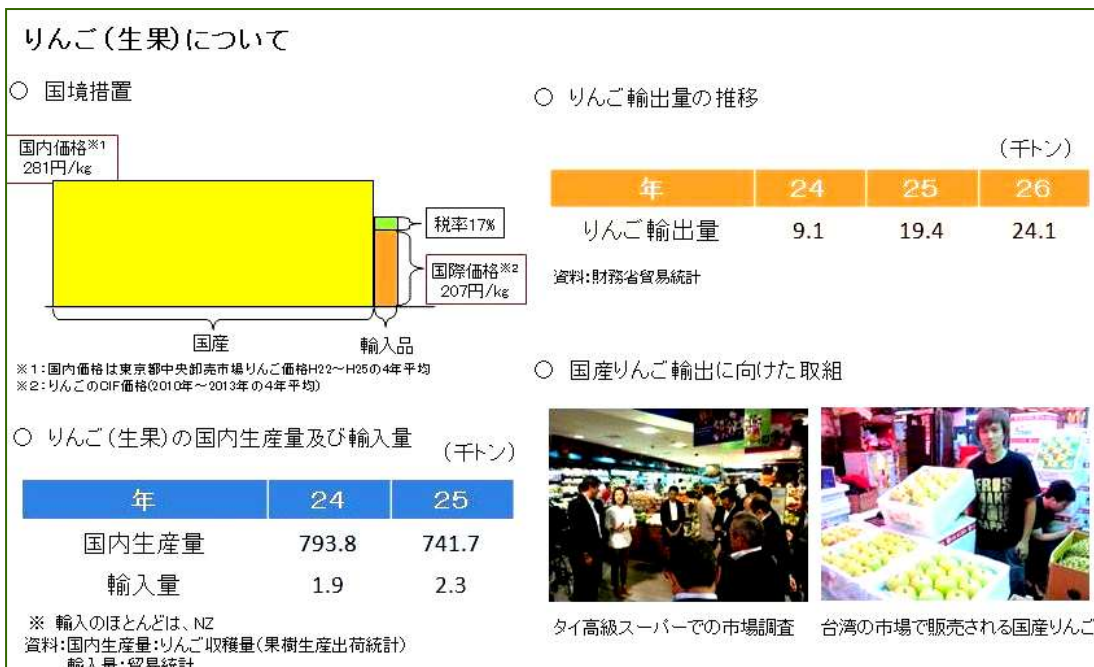
りんご果汁は、輸入量約9万トンですが、そのうち約7割を中国が占めており、チリ、アメリカなどのTPP参加国からの輸入は1割程度です。現在、りんご果汁では、国産の香りが高く、フレッシュ感のあ

るストレートジュースの人気の高まっています。このように国産りんご果汁は高品質で希少な商材として差別化が図られています。

加えて、関税の即時撤廃ではなく、段階的な撤廃です。

このため、今回の TPP 合意により直ちに大きな影響が生ずるわけではないと見

込まれますが、関税削減・撤廃による輸入相手国の変化等により、長期的には、国産りんご及びりんご果汁の価格下落も懸念されることから、生産性向上等の体質強化策を措置することとしています。



③ぶどう

ぶどうに対しては、現在3月から10月までは17%、11月から2月までは7.8%の関税を課しています。今回の TPP 交渉の結果、この関税を即時撤廃することとしました。

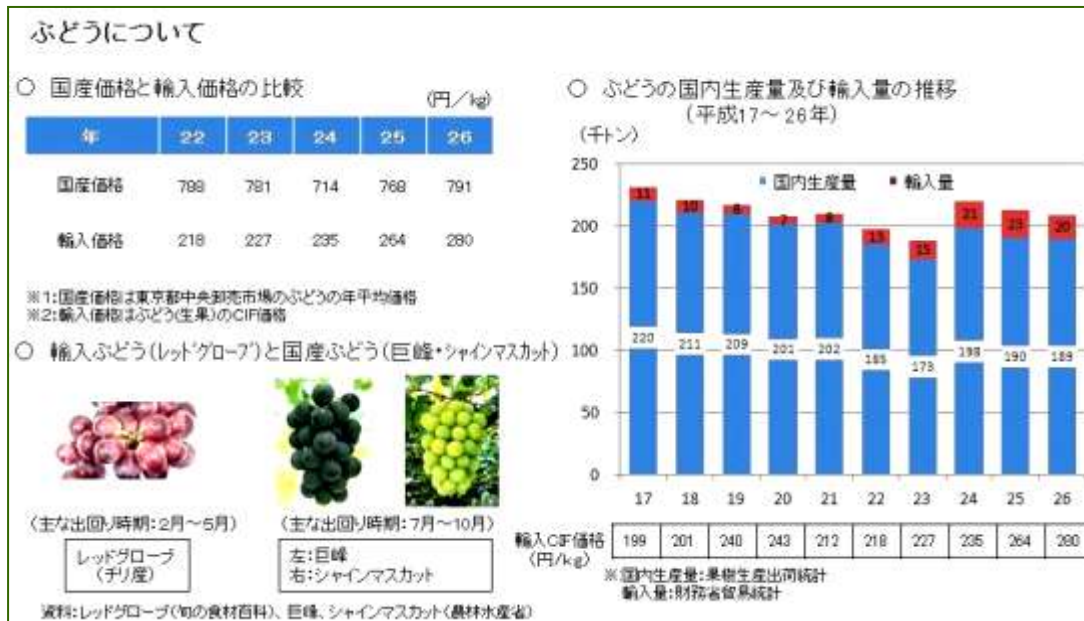
国産ぶどうは、「巨峰」、「ピオーネ」、

「シャインマスカット」等、味や外観等が極めて優れており、産地ごとにブランドが確立しています。

このため、国産ぶどうは、輸入ぶどうの3倍以上の価格であるにもかかわらず、国内需要量の9割を占めています。

このため、今回の TPP 合意により直ちに

に大きな影響が出るわけではないと見込まれますが、関税削減・撤廃により、長期的には、国産ぶどうの価格下落も懸念されることから、生産性向上等の体質強化策を措置することとしています。



④さくらんぼ

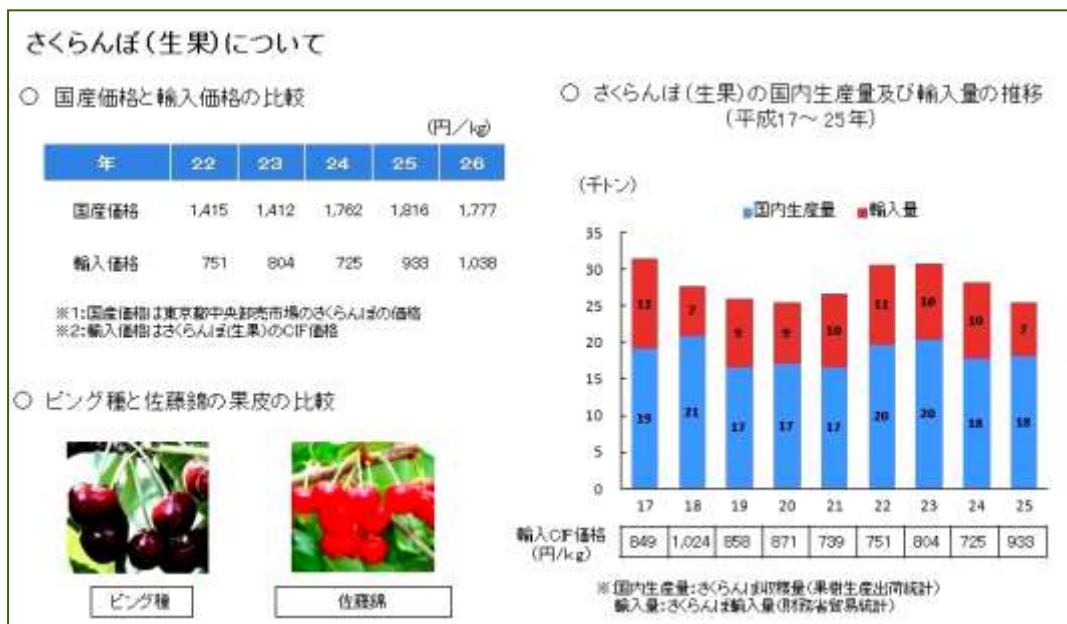
さくらんぼ(生果)に対しては、現在8.5%の関税を課しています。今回のTPP交渉の結果、これを初年度に4.2%とし、その後段階的に削減して6年目に撤廃することで合意しました。

国産さくらんぼは、味や外観の良さか

ら贈答用など高級品として差別化が図られています。また、輸入さくらんぼの需要量は毎年1万トン前後でほぼ一定であり、輸入価格が下がった際にも輸入量は増加していません。

加えて、関税の即時撤廃ではなく、段階的な撤廃です。

このため、今回の TPP 合意により直ちに大きな影響が出るわけではないと見込まれますが、関税削減・撤廃により、長期的には、国産さくらんぼの価格下落も懸念されることから、生産性向上等の体質強化策を措置することとしています。



⑤パインアップル及びパインアップル缶詰

パインアップル生果に対しては、現在17%の関税を課しています。今回のTPP交渉の結果、これを段階的に削減して11年目に撤廃することで合意しました。

パインアップル缶詰に対しては、現在関税割当(枠内税率無税)制度を実施

するとともに、枠外の税率として33円/kgを課しています。今回のTPP交渉の結果、関税割当制度を維持し、枠外税率については、段階的に削減し、6年目に28.05円/kg(▲15%)に引き下げることで合意しました。

パインアップル生果については、輸入量のほぼ全量がTTP不参加国のフィリ

ピンから輸入されています。また、国産パインアップルは国内需要量の4%と希少性があることに加え、完熟ならでのみずみずしさといった品質が評価され高価格で販売されています。

パインアップル缶詰については、関税割当が維持され、引き続き、パインアップル缶詰を輸入する際には、国産パインア

■ 中央果実協会ニュースレター

アップル缶詰の購入が義務化されるため、国産の販路は確保されます。

また、輸入量のほとんどは、TPP 不参加国のタイ、インドネシア、フィリピンが占め

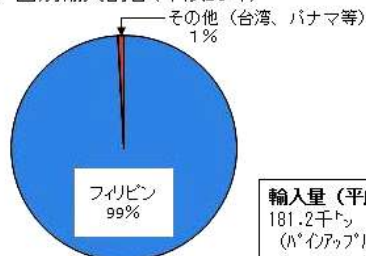
ており、TPP 参加国からの輸入は2%程度です。

このため、TPP合意による特段の影響は見込み難いのですが、今後とも沖縄

等地域経済を支える品目として更なる競争力の強化に取り組むこととしています。

パイナップル(生果)について

○ 国別輸入割合(平成25年)



輸入量(平成25年)
181.2千トン
(パイナップル生果)

パイナップル(生果)の国別輸入割合(財務省貿易統計)

○ 国産パイナップル新品種等

「ゴールドバレル」

- ・ 平成21年品種登録
- ・ 大玉で甘い生食用品種



新品種「ゴールドバレル」

「N67-10(優良系統)」

- ・ 生食・加工兼用品種
- ・ 大玉系統を緊急増殖中

○ 国内生産量(平成25年)

国内生産量	主な生産地(平成25年)
6.6千トン(パイナップル生果) (生産量シェア)	沖縄県 (100%)

資料:農林水産省調べ

○ 国産価格と輸入価格の推移

価格の推移(円/kg)					
年	22	23	24	25	26
国産価格	171	205	208	197	—
輸入価格	69	66	65	63	74

※国産価格は粗生産額を生産量で除した推計値

※輸入価格は、財務省貿易統計の「パイナップルCIF価格」

パイナップル(缶詰)について

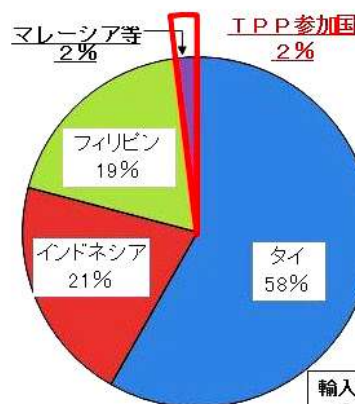
○ 国境措置(関税割当制度)



※1:国内価格は2010年～2013年の粗生産額を生産量で除した推計値の4年平均

※2:国際価格は財務省貿易統計(CIF価格:パイナップル缶詰)(2010～2013年4年平均)

○ 国別輸入割合(平成25年)



輸入量(平成25年)
3.4千トン
(パイナップル缶詰)

パイナップル(缶詰)の国別輸入割合(財務省貿易統計)

3. 総合的な TPP 関連対策大綱について

政府は今後の関連施策の進め方を整理した、『総合的なTPP関連政策大綱』(以下「大綱」という)を11月25日に策定しました。TPPでは関税の動向に注目が集まっていますが、この他にも知的財産の問題、食の安全・安心関連の問題、環境、労働、投資、サービス等21の分野について交渉が行われ、大綱はこれらの分野も包含した今後の施策の方向について言及しています。

その内容について、農林水産業に関する記述について紹介します。

農林水産業については、大綱の「IV政策大綱実現に向けた主要施策」の中で言及され、その一つとして、「攻めの農林水産業への転換」(体質強化対策)を図ることとしています。

具体的には、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成のため、意欲ある農業者の経営発展を促進する機械・施設の導入、無利子化等の金融支援措置の充実、農地中間管理事業の重点実

施区域等における農地の更なる大区画化・汎用化、中山間地域等における担い手の収益力向上について対応することとしています。

また、国際競争力のある産地イノベーションを促進するため、産地パワーアップ事業の創設による地域の営農戦略に基づく農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や改植などによる高収益作物・栽培体系への転換、水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化、新たな国産ブランド品種や生産性向上など戦略的な革

新技術の開発、農林漁業成長産業化支援機構の更なる活用等について対応することとしています。

さらに、高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアを開拓するため、米・牛肉・青果物・茶・林産物・水産物などの重点品目毎の輸出促進対策、戦略的な動植物検疫協議、日本発の食品安全管理規格等の策定、産地と外食・中食等が連携した新商品開発、訪日外国人旅行者への地域農林水産物の販売促進について対応することとしています。

農林水産省はTPP大綱を踏まえ、成長産業としての力強い農林水産業をつくりあげるため、万全の施策を講じて参ります。引き続き農林水産行政に御理解、御協力賜りますようお願いいたします。

総合的なTPP関連政策大綱 (平成27年11月25日TPP総合対策本部決定)

【果樹関係部分抜粋】

IV 政策大綱実現に向けた主要施策

3 分野別施策展開

(1) 農林水産業

① 攻めの農林水産業への転換(体質強化対策)

○次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成

(意欲ある農業者の経営発展を促進する機械・施設の導入、無利子化等の金融支援措置の充実、農地中間管理事業の重点実施区域等における農地の更なる大区画化・汎用化、中山間地域等における担い手の収益力向上)

○国際競争力のある産地イノベーションの促進

(産地パワーアップ事業の創設による地域の営農戦略に基づく農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や改植などによる高収益作物・栽培体系への転換、水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化、新たな国産ブランド品種や生産性向上など戦略的な革新的技術の開発、農林漁業成長産業化支援機構の更なる活用、製粉工場・製糖工場等の再編整備)

○高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

(米・牛肉・青果物・茶・林産物・水産物などの重点品目毎の輸出促進対策、戦略的な動植物検疫協議、日本発の食品安全管理規格等の策定、産地と外食・中食等が連携した新商品開発、訪日外国人旅行者への地域農林水産物の販売促進)

新品種の開発動向

最近の農研機構育成果樹新品種

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構果樹研究所

品種育成・病害虫研究領域 領域長 山田 昌彦

農研機構果樹研究所は、我が国における主な果樹の品種改良を行っています。ここでは最近の育成品種のうち、農林水産省に品種登録出願し、平成26年度に品種登録出願公表されたレモン1品種、ニホンナシ2品種、カキ1品種について紹介します。

1. レモン「璃の香」

安全・安心を求める消費者のニーズが高まり、国産レモンの生産量が拡大しています。しかし、レモンはかいよう病に弱いため、かいよう病発生の危険性が少ない瀬戸内地方など温暖で降水量の少ない地域に生産が限られてきました。レモン生産拡大のためには、かいよう病に強い品種が必要です。また、「果汁の多さ」、「酸味のまろやかさ」や「種がない」などの加工適性の改良も求められています。そこで、かいよう病抵抗性で加工適性に優れた新たなレモン品種として育成したの

が「璃の香」です。

「璃」は「宝」あるいは「ガラス」「水晶」という意味で、「璃の香」の名称はこの品種のもつ透明感やすっきり感のある香りを表現しています。

育成地(農研機構果樹研究所カンキツ研究興津拠点:静岡市)および全国のカンキツ生産地での試作試験における通常の防除のもとでは、一般のレモンに比較して、かいよう病の発生程度は明らかに低く、強い抵抗性を示します。

樹勢は強く、枝は直立性で、トゲの発生は少ない品種です。そうか病の発生もほとんど見られません。着花数は多く、隔年結果性が低く、豊産性で安定した生産が期待されます。成熟果実の収穫期は11月下旬であり、既存品種のリスボンレモンやマイヤーレモンより1ヶ月程度早く熟します。

果皮色は緑黄～橙黄で、果面は滑らかです(写真1:次頁)。剥皮のしや

すさは、リスボンレモンより優れており、手で剥くことができます。果皮の厚さは3mmとリスボンレモンやマイヤーレモンより薄く、香りはやや少ない品種です。果実の大きさは200g程度と既存の品種より一回り大果です。また、果肉歩合は79%、搾汁率は50%とともに高く、既存の品種より歩留まりが高く、加工適性に優れると考えられます。果汁の糖度は9.2%で、酸含量は5.6%程度と、リスボンレモンと比べてまろやかな酸味が特徴です。種子はリスボンレモンやマイヤーレモンに比べ少なく、種なし果も結実します。

「璃の香」は、試作試験において神奈川、三重、和歌山、広島、香川、長崎、宮崎、鹿児島各県で有望と評価されており、全国的に普及が進むと見込まれます。苗木は平成27年秋季より販売されています。



写真1. 「璃の香」の果実

2. ニホンナシ2品種 (1)はつまる

ニホンナシは、お盆の時期に大きな需要があり、非常に有利な販売が可能となることから、お盆前に収穫できる品種が求められています。現在の主力早生品種である「幸水」の露地栽培における成熟期は全国平均で8月中下旬であり、お盆前に成熟可能な地域は西南暖地等の温暖な地域に限られています。そこで、成熟期の遅い東日本においてもお盆前に成熟する良食味の極早生品種「はつまる」を育成しました。

「はつまる」の名称は、極早生で初物となり得る丸いナシであることを意図しています。

樹勢は「幸水」よりやや強い品種です。収穫期は、育成地(茨城県つくば市)で7月下旬～8月初旬、南東北で8月上～中旬であり、「幸水」より20日程度早い品種です。

果実は重さが330g程度で、「幸水」より少し小果の赤ナシです(写真2)。果肉硬度は「幸水」より軟らかく、肉質良好です。糖度と酸味は「幸水」と同程度であり、食味良好です。みつ症と心腐れはわずかに発生しますが、程度は軽微です。

「幸水」や「豊水」と同様、黒斑病に対して抵抗性があり、黒星病に対しては罹病性です。慣行防除で防除が可能です。

一方、「はつまる」は花芽の枯死や発育不良が全国的に認められます。育成地では、えき花芽の枯死率が8.8%、短果枝の枯死率をあわせた平均は約5%と「幸水」よりやや高くなりますが、生産上問題にならない程度です。一方、熊本県と鹿児島県では、年によってはえき花芽の7割以上が枯死するとの報告もあります。発生程度は東日本より西日本で比較的高い傾向がみられ、特に西日本では品種選択の際に注意が必要です。

「はつまる」は、従来、露地栽培の「幸水」のお盆前に収穫が不可能であった東日本での普及が期待されます。苗木は平成27年秋季より販売されています。



写真2. 「はつまる」の果実

2)ほしあかり

黒斑病と黒星病はニホンナシの最も主要な病害です。主要な経済栽培品種は、「二十世紀」を除き黒斑病には抵抗性ですが、黒星病にはすべて罹病性です。このため、黒星病防除が

生産上の大きな課題で、抵抗性品種の育成が強く求められてきました。そこで、黒斑病と黒星病の双方に抵抗性を示す良食味品種「ほしあかり」を育成しました。

「ほしあかり」の名称は、黒星病抵抗性で、「あきあかり」の子供であることを意図しています。

樹勢は「幸水」、「豊水」より弱く、枝の発生量はやや少ない品種です。収穫期は「幸水」と「豊水」の間で、育成地(茨城県つくば市)では8月下旬～9月上旬です。果実の重さは約400gで「幸水」と同程度です。果肉硬度は「幸水」や「豊水」より軟らかく、肉質良好です。糖度は「幸水」、「豊水」と同程度で甘く、酸味は「幸水」と同程度で少ない品種です。生理障害のみつ症の発生はみられず、心腐れがわずかに発生しますが、程度は軽微です。果実に明瞭な条溝が発生し、果実の形にばらつきがあります(写真3)。



写真3. 「ほしあかり」の果実

黒斑病と黒星病に対して抵抗性があります。果樹研究所の殺菌剤無散布圃場での観察においても、両病害の被害は認められません。今後、生産現場レベルでの実証が必要ですが、殺菌剤散布回数を削減した減農薬栽培

が期待出来ます。ただし、赤星病には罹病性であり、防除が必要です。

「ほしあかり」は、全国のナシ産地で栽培が可能で、特に黒星病の多発地域での普及が期待されます。苗木は平成 27 年秋季より販売されています。

3. カキ「太豊」

現在、多く栽培されている完全甘ガキ品種で、もっとも生産が多いのは「富有」です。晩生品種の優良な完全甘ガキは「富有」に限られるため、晩生の品質の優れた完全甘ガキ品種が求められています。また、「富有」は単為結果力が低く、種なし果は早期落果しやすく結実が不安定なため、受粉樹の混植が必要です。そこで、品質が優れ、「富有」より単為結果力が高く、種なし果の生産が可能な晩生の完全甘ガキ品種を育成しました。

カキが結実するか否かは、7 月までに生じる早期落果が大きな要因です。早期落果については、種なし果実が結実する能力(単為結果力)と種子の入りやすさ(種子形成力)という2要因で決まります。「富有」の単為結果力は低く種子形成力が高いので、受粉樹を混植して果実に入れば安定生産できますが、受粉樹がない条件では早期落果を生じやすくなります。このた

め、果実には種子が入っています。一方、単為結果力が高い品種は受粉樹を混植する必要はありません。

「太豊」の名称は、完全甘ガキ「太秋」の子で、豊かな秋の実りを表しています。

樹勢は「富有」並みに強く、樹姿は開張と直立の中間です。雌花の着生は多く、雄花は着生しません。雌花の開花期は「富有」とほぼ同時期です。早期落果は少なく、後期落果は生じません。

果実の収穫期は、育成地(広島県東広島市安芸津町)においては 11 月中下旬で、「富有」とほぼ同時期です。果実はやや腰高の扁円形、果皮は橙色で、果実の揃いは良好です(写真4)。育成地では平均 336g で「富有」より大きい果実となり、全国の試験研究機関における試作試験では、平均すると「富有」と同等の果実の大きさとなりました。糖度は 16%程度で「富有」並みですが、多汁な上、「富有」より果肉が軟らかく、サクサクとした食感を有しており、食味は良好です。生理障害の果頂裂果は発生せず、へたすき果の発生は「富有」と同程度です。日持ち性は長く、「富有」並みです。

単為結果力が高いため、受粉樹が不要で消費者ニーズの高い種なし果

を安定生産することが可能です。なお、種なし果を生産するためには、周囲に受粉樹がない環境が必要です。

「太豊」は、試作試験において徳島県をはじめ、福井県、愛知県、和歌山県、兵庫県、島根県、宮崎県の各県で有望と評価されており、完全甘ガキの産地に普及が進むと見込まれます。苗木は平成 27 年秋季より販売されています。



写真4. 「太豊」の果実

中央果実協会からのお知らせ

管理栄養士を目指す大学生を対象とした食育セミナーの開催

— 需要促進部 —

当協会では、くだものの栄養・健康機能性等について理解を深め、果物の摂取拡大を通じた食生活バランスの改善と健康増進を図ることを目的として、食育セミナー(出前講座)を実施しています。

27年度は、国民の食生活や健康維持に携わる管理栄養士を養成されている大学において実施することとし、第2回目のセミナーを28年1月8日名古屋学芸大学管理栄養学科の学生の皆さん約180名を対象に実施しました。

当日は、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構フェローの田中敬一先生を講師とし、～果物摂取と健康の歴史 狩猟採取の時代から

現代まで～と題して講演を行いました。果物の摂取は文明病と呼ばれる糖尿病等生活習慣病の予防に有効であること、また、「甘い果物は高エネルギーであるとの誤解」や「果物は血糖値を上げやすいとの誤解」を解くため、○×形式のクイ

ズを交えて楽しく講義を進めました。

果物に対する正しい知識や健康維持のための果物の大切さについての理解が進み、将来の管理栄養士としての仕事に役立てていただけるものと期待をしています。



(公財)中央果実協会

編集・発行所

公益財団法人 中央果実協会

〒107-0052

東京都港区赤坂 1-9-13
三会堂ビル 2F

電話：03-3586-1381

FAX：03-5570-1852

編集・発行人

岩元 明久

印刷・製本

(株)丸井工文社



当協会 Web サイト

URL:

www.kudamono200.or.jp

お知らせ

毎日くだもの 200 グラム運動メールマガジン「くだもの&健康ニュース」を発刊しています。

多くの方の読者登録をお待ちしております。

メルマガの読者登録方法は当協会下記ホームページをご覧ください。

<http://www.kudamono200.or.jp/JFF/>

平成 26 年国民健康・栄養調査結果の果物消費状況 —需要促進部—

平成 26 年国民健康・栄養調査結果(注1)が平成 27 年 12 月に厚生労働省から公表されました。

1 人 1 日当たりの果実類(注2)の摂取量は 105.2 グラムとなり、昨年の 111.9 グラムから 6% の減少となっています。

年齢階級別には、従来から、20～40 歳代の若者・働き盛り世代で摂取水準が落ち込む傾向にありましたが、本年の調査では、男性について、15～19 歳層、20～29 歳層で過去 3 年平均値を大

きく下回る結果となっており、30 歳代でもこれを下回る結果となっています(図1参照)。他方、女性については、これまでと大きな変化はみられませんでした。(図2参照)

果物の摂取量は、「食事バランスガイド」で勧められている 1 人 1 日 200 グラムの半分程度にとどまっており、特に、若者～働き盛り世代では、摂取していない人の割合が高いことが大きな要因となっていることから、摂取機会及び摂取量を拡大することが重要となっています。

1人1日当たり摂取量(g) 男性 (図1)



1人1日当たり摂取量(g) 女性 (図2)



(注1)「国民健康・栄養調査」は、毎年 11 月の特定の日の 1 日について調査。(26 年は 3648 世帯、栄養摂取状況調査 8047 人を調査)

(注2)果実類には、スイカ、メロン、イチゴを含み、生果の他果汁、ジャムを含む。皮・芯などの廃棄分は含まない。)

業務日誌

- 27. 12. 2 全国果樹技術・経営コンクール審査会 (於 三会堂ビル)
- 27. 12. 3 果樹産地構造動向調査第 2 回検討委員会 (於 三会堂ビル)
- 27. 12. 3～4 果実基金協会九州ブロック会議 (於 熊本市)
- 27. 12. 10 全国果実生産出荷安定協議会第 5 回かんきつ部会 (於 大田市場)
- 27. 12. 18 第 2 回果樹農業研究会 (於 三会堂ビル)
- 28. 1. 8 食育セミナー (於 名古屋学芸大学)
- 28. 1. 15 第 3 回果樹農業研究会 (於 三会堂ビル)
- 28. 1. 22 果樹産地生産構造動向分析調査第 3 回検討委員会 (於 三会堂ビル)
- 28. 1. 26 高付加価値型果樹経営動向調査第 2 回検討会 (於 三会堂ビル)
- 28. 1. 28 果物の消費に関するアンケート調査第 2 回検討委員会 (於 三会堂ビル)

注)今回、人事異動はありません。